

広情個審第106号
令和8年3月30日

広島市長 松井 一實 様

広島市情報公開・個人情報保護審査会
会長 田邊 誠

保有個人情報部分開示決定に係る審査請求に対する裁決について（答申）

令和7年8月19日付け広東生第195号で諮問のあったこのことについては、
別添のとおり答申します。

（諮問第111号事案）

答 申 書

諮問のあった事案について、次のとおり答申します。

【諮問事案】

令和7年8月19日付け広東生第195号の諮問事案（諮問第111号事案）

令和6年12月25日付けの保有個人情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、広島市長（以下「実施機関」という。）が令和7年2月7日付け広島市指令東生第238号で行った保有個人情報部分開示決定（以下「本件部分開示決定」という。）に対する同年5月2日付け審査請求

1 審査会の結論

実施機関は、本件部分開示決定において不開示とした情報（以下「本件不開示情報」という。）について、「4 審査会の判断理由」で示したとおり、その一部を開示すべきである。

2 審査請求の内容

審査請求人（以下「請求人」という。）の審査請求書における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求の趣旨

本件不開示情報のうち、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）（以下「法」という。）第78条第1項第7号に該当するとして不開示とされた部分の全部の開示を求める。

(2) 審査請求の理由

ア 本件開示請求において開示を求めたのは、令和5年1月から本件開示請求日時点までの請求人の生活保護に関するケース記録（以下「本件文書」という。）であるところ、生活保護に関するケース記録（以下「ケース記録」という。）とは、保護決定の根拠と適用のプロセスを客観的に記録するとともに、被保護者の生活実態を継続的に把握し記録することによって、被保護者の処遇方針や援助方針の適否を検証するための資料であり、その記載内容は生活実態等に関する客観的具体的事実が中心と考えられる。

イ また、担当ケースワーカーが抱いた印象や評価が記載されている場合でも、客観的具体的事実を前提に、担当者の専門的な知見に基づく印象や評価が記載されていると考えられ、これを開示したとしても、担当者と請求人との間の信頼関係が損なわれるとは考え難い。

ウ 以上から、これらを開示したとしても、今後の生活保護事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとはいえないから、法第78条第1項第7号に該当するとして不開示とした実施機関の判断は妥当ではない。

3 実施機関の主張の要旨

実施機関の説明書等における主張は、おおむね次のとおりである。

本件部分開示決定において、法第78条第1項第7号に該当するとして不開示としたのは、実施機関が生活保護事務において実施した調査及び担当ケースワーカーの所感であり、これらの情報は、開示することにより、今後の生活保護事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報であるから、同号に該当する。

4 審査会の判断理由

当審査会としては、必要な調査を行い、法に則して検討した結果、以下のとおり判断する。

(1) 法第78条第1項第2号の規定について

法第78条第1項第2号柱書は、不開示情報として、「開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」と規定しているが、ただし書の規定により、次の情報は不開示情報から除くこととされている。

イ 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ハ 当該個人が公務員等（中略）である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(2) 法第78条第1項第7号の規定について

法第78条第1項第7号は、不開示情報として、「国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより（中略）その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」と規定している。

(3) 本件不開示情報について

本件不開示情報は、全13ページからなる本件文書のうち、1ページ目の記事欄の25行目から26行目の途中まで（以下「不開示情報1」という。）、2ページ目の19行目から24行目まで（以下「不開示情報2」という。）、4ページ目の6行目の途中から7行目まで（以下「不開示情報3」という。）、5ページ目の記事欄の30行目（以下「不開示情報4」という。）、6ページ目の記事欄の20行目の1文字目から3文字目まで（以下「不開示情報5」という。）、8ページ目の27行目から30行目まで（以下「不開示情報6」という。）及び32行目から34行目まで（以下「不開示情報7」という。）、9ページ目の6行目から8行目まで（以下「不開示情報8」という。）及び28行目から33行目まで（以下「不開示情報9」という。）である。

請求人は、請求の趣旨において、法第78条第1項第7号に該当するとして不開示とした部分の

開示を求めている。このため、当審査会が実施機関に確認したところ、不開示情報1は法第78条第1項第2号、不開示情報2及び不開示情報6は同項第2号及び第7号、それ以外の不開示情報は同項第7号に該当することを理由に不開示にしたとのことであった。また、当審査会が見分したところ、不開示情報1の内容は開示請求者以外の個人に関する情報であった。

以上のことから、不開示情報2から不開示情報9までの不開示事由該当性について検討する。

(4) 本件不開示情報の不開示事由該当性について

ア 不開示情報2及び不開示情報6から不開示情報9までについて

(7) 当審査会が見分したところ、不開示情報7から不開示情報9までは実施機関が請求人の収入について、不開示情報2及び不開示情報6は実施機関が請求人と生計を一にする者（以下「生計同一者」という。）の収入について調査した記録である。当該記録は調査を行った事実、調査の日付、調査先及び調査の結果並びに当該結果に対する実施機関の評価・判断及び当該評価等を踏まえた実施機関の今後の対応方針等に関する情報で構成されていると認められる。

(イ) 第7号該当性について

実施機関は、当該情報が明らかになると、実施機関の調査の手法等が明らかになり今後の生活保護受給世帯の調査に支障が生じるなど、今後の生活保護事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、その一切を不開示にしたと主張する。

しかし、厚生労働省の社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会の資料において、生活保護事務を担う機関が実施すべき収入に関する調査の内容が具体的に記載されていることなどを踏まえると、生活保護に関する事務を行っている地方公共団体が生活保護受給世帯の収入を調査することは公になっている情報といえる。このため、調査を行っている事実を開示しても支障が生じるとは認められない。

また、ケース記録に記載された調査の手法等は、実施機関において過去に実施した一調査の情報に過ぎず、これを開示したからといって、実施機関が今後行う調査の全容やその手法等が全て明らかになるわけではなく、今後の調査に支障が生じるとは認められない。

さらに、ケース記録に記載された調査の具体的な内容も、前記資料の記載と生活保護事務の実施に伴う周辺情報を組み合わせることである程度類推可能なため、これを開示しても今後の調査に支障が生じるとは認められない。

以上より、当該情報を開示しても、今後の生活保護事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められず、第7号の不開示事由には該当しない。

(ウ) 第2号該当性について

不開示情報2及び不開示情報6は生計同一者の収入について調査した記録であり、開示請求者以外の個人に関する情報であって、他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものであると認められる。

しかし、本件文書では請求人が生計同一者の収入について実施機関に申告している旨の記載があることからすれば、不開示情報2及び不開示情報6に記載された内容は、慣行として請求

者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報であると認められるため、法第78条第1項第2号ただし書イに該当する。

このため、不開示情報2及び不開示情報6は第2号の不開示事由に該当しない。

- (E) 以上のことから、不開示情報2及び不開示情報6から不開示情報9までを不開示とした実施機関の判断は妥当ではないことから、実施機関は、これらの情報を不開示とした決定を取り消し、開示すべきである。

イ 不開示情報3について

当審査会が見分したところ、不開示情報3は、実施機関の担当職員と請求人が面接した際の請求人の様子に対する当該職員の主観的な評価であると認められる。

実施機関は、ケース記録に記載した担当職員の主観的な評価が後に開示されるとなると、今後の生活保護事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、不開示にしたと主張する。

担当ケースワーカーが不在の場合に他の職員が対応するなど、組織的な対応をするためには担当職員の主観的な評価も不可欠な情報であると考えられる。しかし、ある事実に対する印象や評価は人によって異なるため、その記載内容によっては、これを開示することで見解の相違等からトラブル等を惹起することがあり得る。こうした情報を開示することで、後のトラブル等を恐れて、本来記載すべき内容であっても職員が記載を控えるなどの悪影響を及ぼすおそれがある場合があると認められる。

当審査会が見分したところ、不開示情報3は、請求人の様子を担当職員が主観的に評価したものと認められ、これを開示することで見解の相違等からトラブル等を惹起するおそれを否定できない。そして、これを開示することで、後のトラブル等を恐れて、本来記載すべき内容であっても職員が記載を控えるなど、今後の生活保護事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、不開示情報3を不開示とした実施機関の判断は妥当である。

ウ 不開示情報4について

当審査会が見分したところ、不開示情報4は、請求人の住居に係る賃貸借契約書の内容を確認するために実施機関が電話を行った事業者の名称等であると認められる。

実施機関は、これを開示すると、今後、事業者から協力を得られなくなるなど、今後の生活保護事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため不開示にしたと主張する。

しかし、賃貸借契約書の内容を確認する相手方は限定的であり、当該事業者の名称等を開示することで今後の生活保護事務の適正な遂行に支障が生じるとは考えにくい。また、本件文書の記載内容からは、そのような支障を生じさせるおそれがあることをうかがわせる特別な事情は見当たらなかった。

したがって、当該情報を法第78条第1項第7号により不開示とした実施機関の判断は妥当ではないことから、実施機関は、当該情報を同号により不開示とした決定を取り消し、開示すべきである。

エ 不開示情報5について

当審査会が見分したところ、不開示情報5は、請求人が希望する眼鏡の要否を審査判断するために実施機関が意見を求めた相手の呼称であると認められる。

実施機関は、これを開示すると、当該呼称の者が特定されるなどにより、今後の生活保護事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため不開示にしたと主張する。

しかし、不開示情報5を含む令和5年12月25日の記録において「医運第3-6-(3)-ア-イ-a」と記載して引用する「医療扶助運営要領」(生活保護法による医療扶助運営要領について(昭和36年9月30日社発第727号厚生省社会局長通知))において、医療扶助の給付決定等に際し当該呼称の者が関与することが明記されていること、同要領は厚生労働省のホームページで公表されていることからすると、医療扶助の給付決定をするにあたって公表されている事務の過程を記載しているに過ぎず、不開示情報5を開示したとしても、今後の生活保護事務の適正な遂行に支障を及ぼす事情は見当たらない。

また、実施機関は当該呼称の者が特定されるなどの支障があると主張するが、実施機関に確認したところ、当該呼称の者の氏名等は公表していないとの回答であり、当該呼称の者が特定される蓋然性までは認められないことから、実施機関の主張する事情を考慮しても、今後の生活保護事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって、当該情報を法第78条第1項第7号により不開示とした実施機関の判断は妥当ではないことから、実施機関は、当該情報を同号により不開示とした決定を取り消し、開示すべきである。

オ 以上のことから、本件不開示情報のうち、不開示情報3を法第78条第1項第7号により不開示とした実施機関の判断は妥当であるが、不開示情報2及び不開示情報4から不開示情報9までを不開示とした実施機関の判断は妥当ではないことから、実施機関はこれらの情報について不開示とした決定を取り消し、開示すべきである。

(5) 結論

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
R 7. 8. 19	広東生第195号の諮問を受理（諮問第111号で受理）
R 7. 11. 18 (第1回審査会)	第3部会で審議
R 7. 12. 16 (第2回審査会)	第3部会で審議
R 8. 1. 20 (第3回審査会)	第3部会で審議
R 8. 2. 17 (第4回審査会)	第3部会で審議
R 8. 3. 24 (第5回審査会)	第3部会で審議

参 考

広島市情報公開・個人情報保護審査会第3部会委員名簿
(五十音順)

氏 名	役 職 名
福 永 実 (部会長)	広島大学大学院教授
松 田 健之介	弁護士
山 中 和 久	株式会社中国新聞社論説委員室主幹